

高槻市長 濱田剛史様

2024年11月27日
日本共産党高槻・島本地区委員会
地区委員長 浅沼 和仁
日本共産党高槻市会議員団
団 長 中村 れい子

2025年度高槻市当初予算と施策に対する要望

ノーベル平和賞を日本の原水爆被害者団体協議会が受賞されました。原爆の残虐性や核兵器の全面禁止を訴え続けられてきたことが評価されました。高槻市では189人の方が被爆者手帳をお持ちです。市として非核平和の取り組みを強めることが求められています。

物価高が止まらず、8月に続き9月も実施賃金はマイナスでした。年金支給は物価高に追い付かず国民の収入は実質減り続けています。そういう中、高槻市では物価対策として水道料金の基本料金を4か月無料にするなど、一定の対策はとられました。来年4月から子ども医療費助成の自己負担の廃止、入院時の食事療養費相当額を助成することで完全無償化されます。

その一方、公立保育施設・幼稚園の民営化、義務教育学校に向けた検

討などが進められており、市民からは不安の声があがっています。

また、市営バスの労働条件の改善で富田北の4路線でJR 高槻駅発着便が富田駅で乗り換えが必要になるなど市民に不便になっています。

日本共産党高槻市会議員団と高槻・島本地区委員会は、来年度施策と予算に対して10の重点要望、124項目の要望をします。

重点要望

- 1、物価高対策として、第7回目のプレミアム商品券の発行をすること。また、個人事業主などへの給付金の支援をすること。
- 2、補聴器購入費補助制度を創設すること。
- 3、2050年にCO₂を実質ゼロにすることを表明する。
- 4、公立保育所・幼稚園の民営化については見直しをすること。
- 5、終活へのサポート事業を実施すること。
- 6、現在実施している保育士等奨学金返済支援事業の対象者を市内の施設で働く介護福祉士、看護師、中小企業に勤務するものまで拡大すること。
- 7、高槻市として、障害者差別撤廃条例を制定すること。
- 8、知的障害児・者について必要な人にはおむつの支給をすること。
- 9、紙の保険証・紙の資格確認書でも引き続き医療機関を受診できることを周知すること。
- 10、障害によっては正面の写真を撮れない人がいるので紙の保険証を引き続き残すよう国に要望すること。

1、 福祉優先都市への着実な転換を

高齢者福祉について

- 熱中症予防などのために、65歳以上の在宅高齢者のいる低所得世帯へのエアコン設置費などの助成を行うこと。
- 入院や介護施設などの入所の時や賃貸住宅入居時の、身元引受人や保証人がいない場合、市がその役割を担うこと。
- 物価高騰などで高齢者の生活を支援するために低所得の高齢者世帯への家賃補助の復活をすること。

医療などについて

- 特定健康診断に聴覚検査、もの忘れ検査を追加すること。
- 高齢者、障害者へのインフルエンザワクチンを無料にすること。
- 住民税非課税世帯など的高齢者のために、医師の診断書があれば、タクシー代などの補助をすること。
- 高額療養費の限度額を引き上げないこと。

後期高齢者医療について

- 保険料、一部負担金の減免制度の拡充を広域連合に働きかけること。
- 医療費の窓口負担2割を中止するよう、国に要望すること。
- 受診控えをなくすために、相談にのること。また、短期証は発行しないこと。後期高齢者保険料の滞納者に対する差し押さえはしないこと。

介護保険制度の改善について

- 上がり続ける保険料を引き下げるため、国庫負担の引き上げを国に求めること。
お金の心配なく必要な人が必要な介護を受けられるよう、制度の改善を国に求めること。

- 市として独自の利用料減免制度をつくること。
- 保険料滞納者に対して給付制限は設けず、必要な介護は正規の負担割合で受けられるようにすること。
- 地域包括支援センターの人員拡充を行うこと。
- 夜間に訪問介護が必要な人の実態調査をし、複数訪問介護者支援の介護報酬の負担を国に求めること。

国民健康保険について

- 低所得者の市独自の減免制度を復活させること。
- 大阪府に対して、府内統一料金ではなく市町村の減免制度など自主性を尊重するよう求めること。
- 国の保険料軽減を受けている世帯の値上げを行わないこと。
- 短期証、資格証明書の交付をやめること。
- 国に対して18歳までの均等割保険料の全額免除を求めること。市としても独自の減免制度を実施すること。
- 国に対して国保料への負担割合を増やすことを求めること。

障害福祉について

- (仮称)地域共生ステーションで障害者向けの相談窓口やうつ病などのデイケアについて専門機関と連携し、相談できる窓口を設けること。
- 重度障害者福祉タクシー利用券を支給すること。
- 障害者世帯の家賃補助制度を創設すること。
- 施設入所の障害者へ福祉タクシー利用券を支給すること。
- 同行援護の通院利用について突発的な治療に限らず、すべての通院を対象にすること。

- 精神障害者手帳2級保持者にも医療費の補助をすること。
- 知的障害児・者についても必要な人にはおむつの支給をすること。
- 就労のために必要な外出支援について通勤、営業活動などの経済活動の外出についても認めるよう国に要望すること。
- 障害者雇用について、就労支援事業所も含めた実態調査をし、雇用環境の改善につとめること。
- グループホームの建設を促進し、施設運営については24時間365日確実に支援が可能な報酬体系を国に要望し、高槻市独自の支援を充実させること。
- 強度行動障害児・者の家族支援の実態を調査し、必要な人は早急に施設入所へとつなげること。

保育行政と子育て支援について

- 今年度から見直された保育士の配置基準を公立についてはすぐにでも実施すること。また、民間についても実施を促すこと。
- 保育士の障害児加配などは現場の状況に応じて配置すること。
- 市立幼稚園就労支援型預かり保育での給食を実施すること。
- 学童保育の入所定員を45人から35人にし、必要な学童保育室を増やすこと。
- 公立の学童保育の対象を6年生まで拡大すること。
- 学童保育支援員の労働条件を良くしていくこと。

暮らしと生活保護行政について

- 担当ケースが80世帯になるよう、ケースワーカーを増員すること。
- 物価高騰に対応できる保護費の増額を国に求めること。

消費者保護について

- 消費者生活支援センターの職員を増員し、休日・夜間の受付など相談体制を充

実すること。

- 子どもたちへの SNS 被害の防止についての周知、徹底を学校と家庭と共同で取り組み、相談機関を広く知らせること。
- 高齢者の特殊詐欺への注意をあらゆる場面で呼びかけ、被害の防止につとめること。
- 闇バイトへの警鐘をすること。

2、 自然やみどり、環境を守り文化の息づくまちに

- 温室効果ガスの削減目標を2013年度比で2030年度までに30%削減するから、50%の削減目標にし、2050年にはゼロにすること。
- 新たな公共施設などの屋根に太陽光発電を設置すること。
- バイオコークス、ペレットの活用促進を進めること。
- 新幹線の騒音・振動公害については、環境基準の1日も早い達成を JR に働きかけ、市としても環境省へ改善要請を行うこと。また、在来線の環境基準(騒音・振動)を定めるよう国に要請すること。
- 企業が生産から廃棄まで一貫して責任を負い、処理困難な製品や品質の廃棄を出さない「拡大生産者責任」の具体化を国に求め、市としても努力すること。
- 富田を含む高槻市の遺跡、史跡を結ぶバスの運行を実施するとともに、学芸員の拡充、ガイダンス施設の充実を図ること。
- 農業を義務付けられている生産緑地周辺での開発は、営農条件に配慮した指導を行うこと。
- 市街化調整区域や農業振興地域の農地の保全に努力すること。
- 高槻産木材を公共施設や社会福祉施設で積極的に利用すること。高槻産木材の利用促進への補助制度を創設すること。

- 山林全体を考慮して保全計画を立てること。
- 有害動物の被害防止柵の設置を計画的に進め、維持補修用の助成をすること。
- 檜田地域の熊対策について住民と一緒に考え、実施すること。
- 森林環境税を生かして山林の保全、間伐材の整備を進めること。
- 河川・地下水・水道水の有機フッ素化合物の数値が減少する対策を行うこと。

3、 住民の安全や健康を守り、安心して住み続けられるまちを 災害に強いまちづくり、市民の生命や財産を守るために

- 河川の氾濫が想定される地域では、民間の避難場所を増やすこと。水害時に学校の校舎を一時的な避難所として利用できるよう検討すること。
- 集合住宅での避難訓練を働きかけること。
- 河川の浚渫に取り組むこと。
- 指定避難所のバリアフリー化については、整備状況を住民の意見・要望を反映すること。また、避難所運営に女性の視点を取り入れ、女性や子ども等の特性に配慮したトイレや着替え・授乳などの専用スペースを確保すること。
- 檜田地域の避難場所について。現在支所が避難所になっているが、方面隊が来るまで避難所が開設できない。住民と相談してコミュニティセンターなどに避難所の変更をすること。
- 線状降水帯が考えられるときは、素早い避難勧告をすること。
- 災害時要援護者などの避難を受け入れる施設などについて、緊急食糧費購入費用の補助をすること。
- 能登半島地震の被害状況を踏まえ、建築物の耐震改修を促進・加速させるため、民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度の拡充、改修費用の無利子貸付制度を創設すること。

快適なまちづくりのために

- 自転車事故防止のために安全運転の啓発を強化すること。
- 自転車に乗るときヘルメットを義務付けること。児童・生徒が使うヘルメットの購入費の補助をすること。
- 歩道の段差解消、点検を定期的実施し、歩行者安全対策を強化すること。
- 歩道や車道の雑草の駆除を定期的実施すること。
- 歩道のない通学路、住宅街、信号のない横断歩道で車のスピードを抑える工夫をすること。
- 市の基本となる計画のパブリックコメントにあたって、市民への説明会の実施など周知、説明を強化すること。
- 重度身体障害者や重度要介護者以外でも、投票に行けない高齢者には郵便投票を可能にするよう、国に要望すること。
- コミュニティセンターのスタッフ給与を最低賃金に合わせることを。

水道事業について

- 水道水に含まれている有機フッ素化合物の除去に努力すること。
- 水道管の耐震化を急ぐこと。

市バス事業について

- 市バスの便数を減らした路線では住民の声を聴き、増便の検討をすること。
- 市民の生活を守り、経済活動を支えるために市バスを維持すること。
- 奈佐原、萩谷、阿武山・塚原線とJR 高槻駅直通便が廃止になったが、1日に数本は直通便を復活させること。
- 大型2種免許取得費用の補助をすること。

4、どの子ども健やかに成長できる教育や生涯学習の充実を

安全な学校・園施設のために

- 教職員の定期健診・産業医健診を受けやすいように改善すること、さらに労働安全衛生委員会、またはそれに準じる組織を各校に設置すること。
- 通学路の安全確保のために、歩行帯の整備、街路灯の増設などをすすめること。
- 特別教室や体育館などにも緊急通報の体制を確立すること。
- 学校・幼稚園のトイレの洋式化をさらに推進すること。

ゆきとどいた教育のために

- 年度途中の教職員の欠員をなくすための対策をすること。
- 小学1, 2年生で30人学級を実施すること。
- 小中学校の1人1台端末、ギガスクール構想を進めるのではなく、弊害についても検証すること。
- 教職員の出退勤調査の結果を分析し、長時間労働を解消する対策を検討すること。
- 義務教育学校の設置は拙速に進めないこと。
- 教育センターで行っている不登校児童生徒支援室(エスペランサ)の常勤研究員・指導員の体制を抜本的に拡充すること。
- 支援学級の入級は支援学級の学習が週の半数以下でも入級できるようにすること。
- 学習活動支援員を増員すること。
- 発達障害がある児童生徒への個別支援の対応を充実し、保護者などが相談できる体制を確立すること。
- スクールソーシャルワーカーを増員すること。

- 就学援助制度の所得基準を見直し、補助内容を向上させること。
- 市奨学金の所得基準を緩和すること。給付制奨学金を創設すること。
- ヤングケアラーへの相談窓口の設置と対応をすること。
- 義務教育終了後や高校中退後に社会に出た若者が自立できるように、支援する仕組みをつくること。
- 不登校児童生徒の居場所を充実させること。保護者への相談支援、経済的支援の充実を図ること。

安全でおいしい学校給食のため

- 米粉パンの使用回数を増やすこと。
- 輸入食材をできるだけ使用しないこと。

図書館行政について

- 上牧駅前や南東部地域の図書館建設に努力すること。
- 図書購入費や資料購入費のための予算増額を図ること。
- 視聴覚資料(CD、DVD等)や団体貸出資料の充実を図ること。
- 正規職員の司書を増やすこと。
- 図書館を市民がもっと利用しやすくするため、読書コーナーなど工夫すること。

5、商工業の振興のために

- 公共事業は元請け責任を明確にし、二次・三次下請け等への代金未払いがないように指導すること。「公契約条例」の制定を検討すること。
- 指名業者でない小規模業者へ少額の工事発注をするために、「小規模修繕契約希望者登録制度」を発足させること。
- コロナ特例貸付の返済免除対象の拡大を国に求めること。

6、個人の尊厳とジェンダー平等のために

- ジェンダー平等や多様性を尊重した視点を取り入れ、施策の充実を図ること。
- 同性パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度条例を制定すること。
- DV相談の継続支援ができるよう、配偶者暴力等相談員の増員をすること。
- 性犯罪についてのカウンセリングのできる相談員を配置すること。

7、住民本位の財政運営で、公正・清潔・市民参加の高槻へ

- 安易な外部委託をやめ、必要な職員体制の確保を図ること。
- 会計年度任用職員の条件緩和がされたが、5年の任用期間を撤廃すること。
- 会計年度任用職員の給与額や賞与を増やすこと。
- 継続性や専門性が求められる職場では、正規雇用にしていくなど、雇用のあり方を見直すこと。
- 基金全体の見直しをさらに進め、何年も使ってこなかった基金については、市民サービス向上のために利用すること。
- 学校での平和教育の充実、高槻市の戦争被害の資料など市民に分かりやすい場所で展示すること。
- 「非核・平和都市宣言」「人権擁護都市宣言」のまちにふさわしく非核・平和・民主主義・憲法擁護の施策の具体化と実施を図ること。
- 戦争体験者の証言を映像で残すこと。
- 職員研修は全体の奉仕者としての使命感を向上する内容にすること。
- 小学校にある被爆アオギリ・クスノキを平和教育に生かすこと。
- 高槻城公園の再整備にあたって、工兵隊施設、平和モニュメントなどの戦跡を整備し、市民にわかりやすく充実すること。